

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

処 分 庁 豊橋市福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が平成 30 年 9 月 5 日付けで提起した処分庁による平成 30 年 8 月 1 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下、「法」という。）第 62 条第 3 項の規定に基づく保護廃止決定処分（以下、「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成 23 年 8 月 4 日、処分庁は請求人に対し、平成 23 年 7 月 5 日を開始日とする保護開始決定を行った。
- 2 平成 30 年 3 月 27 日、処分庁はケース診断会議を行い、就労（増収）に関する指導に対し、改善がみられないことから書面による指導指示を行う判断をした。
- 3 平成 30 年 4 月 4 日、処分庁は請求人に対し、法第 27 条に基づき就労（増収）に関して書面による指導指示を行った。
- 4 平成 30 年 4 月 25 日、処分庁は請求人に対し、指導指示の結果、状況に改善がみられなかった場合は、保護の停止又は廃止になることの説明を行った。
- 5 平成 30 年 6 月 26 日、処分庁はケース診断会議を行い、指導指示後も改善がみられないため、法第 62 条第 4 項の規定により弁明の機会を付与することを決めた。
- 6 平成 30 年 7 月 6 日、平成 30 年 7 月 4 日付け弁明の機会の付与通知書を請求人に手交し、来所日まで求職活動や就業時間の延長の取り組みについて再度検討するよう伝えた。
- 7 平成 30 年 7 月 13 日、請求人は処分庁に対し、弁明書を提出した。
- 8 平成 30 年 7 月 19 日、処分庁はケース診断会議を行い、弁明書を始め、保護開始以降の就労（増収）に対する取り組み、主治医による就労可否の判断、主が就労できそうな求人状況をもとに検討し、平成 30 年 4 月 4 日付け指導指示書の事項に従わな

かった正当な理由もないことから、保護を廃止することを決めた。

- 9 平成 30 年 8 月 8 日、処分庁は、平成 30 年 8 月 1 付けの平成 30 年 7 月 19 日を廃止日とする原処分の通知を請求人に対して発送した。
- 10 平成 30 年 8 月 9 日、請求人は、上記の通知を受け取った。
- 11 平成 30 年 9 月 5 日、請求人は、原処分を不服として、愛知県知事に対して審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分の取消しを求める。

生活保護の廃止は法第 26 条において、書面をもって通知することとされているにも関わらず、請求人が了知し得たのは平成 30 年 8 月 9 日でしかなく、その間は生活保護が受給できていると理解していたのだから、遡った廃止日やつじつま合わせの通知日など著しく不当である。

2 処分庁の主張

審査請求の棄却を求める。

審査請求内容に関する処分は法の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当なものではない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第 4 条において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第 26 条において、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第 28 条第 5 項又は第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様である。」と規定している。
- (3) 法第 27 条第 1 項において、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。
- (4) 法第 62 条第 1 項において、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略) 第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わ

なければならない。」と規定し、同条第3項において、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」、同条第4項において、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定している。

- (5) 生活保護法施行規則(昭和25年5月20日厚生省令第21号)第19条において、「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行った指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。」と規定している。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。)第4において、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と規定している。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下、「課長通知」という。)において、「指導指示に従わない場合の取扱いについて」問(第11の1)答によれば、「保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示違反を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。」(抜粋)と規定している。

2 原処分の適法性について

(1) 原処分について

原処分は、処分庁が請求人に対し、法第27条第1項に基づき、平成30年4月4日付け指導指示書により、稼働能力の活用を求める指導指示を行ったが、当該指導指示違反に従わない正当な理由が示されなかったため、法第62条第3項に基づき請求人に対し保護廃止決定処分を行ったものであると認められる。

(2) 法第27条の指導指示について

処分庁は、請求人について、平成23年7月の保護開始より就労自立向け、稼働能力の活用を求め、平成26年3月7日付け、平成28年12月2日付け、平成29年12月4日付けの主治医に対する就労可否についての意見書にて、「種類を問わず可能」と判断されており、稼働能力は有していたものと認められる。

法第4条及び次官通知第4により、稼働能力がある者にはその稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用することが求められていることから、稼働能力の活用

を求める本件指導指示に違法又は不当な点はない。

(3) 指導指示の内容に従わなかったとした判断について

稼働能力を活用する意思について、平成30年4月4日付け指導指示書交付後、履行期限の同年6月29日までの間、請求人が処分庁に提出した求職活動状況申告書によると、指導指示書交付前と同様の形式的な求職活動に留まり、積極的に求人に応募するなどの変化にも乏しく、指導指示事項に従わなかったと判断したことが認められる。

(4) 弁明の機会の付与について

法第62条第3項の規定により保護の変更等の処分を行うにあたっては、同条第4項に基づき、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとされているが、本件においては、処分庁は平成30年7月4日付けで請求人に対して、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与えていたと認められる。

請求人は、平成30年7月13日の弁明の機会の期日に弁明書を提出したが、処分庁は、同日、ケース診断会議を行い、主治医による就労可否の判断、主が就労できそうな求人状況を始め、弁明書の内容から指導指示に従わなかった正当な理由はないとした上で、請求人からも就労時間や収入を増やそうとする活用する意思が見られないことから原処分を行ったことが認められる。

(5) 原処分の通知について

課長通知の間(第11の1)によると、指導指示違反による保護の廃止の際は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則としており、本件についてみると、平成30年7月19日を原処分を決定した日として、同日を廃止の適用日とし、原処分の通知は平成30年8月8日に発送され、請求人に対しては、翌日の平成30年8月9日に到達していることが認められる。

法第26条によると、原処分を行った際、処分庁は速やかに、書面をもって、これを請求人に通知しなければならないとされているにもかかわらず、本件においては、原処分の決定から請求人に対し通知されるまで、20日以上要している。

この点に関して、処分庁からは何の理由も提示されておらず、その日数を要したことについての正当な理由があったとは認められない。

よって、原処分は法第26条に違反しており、この点に関する請求人の主張には理由がある。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 12 月 7 日

愛知県知事 大 村 秀 章

